

未利用口座管理手数料の取扱いにかかる規定の一部改正について

当組合では、長期間ご利用のない口座が犯罪で不正利用されることの防止およびサービス維持向上の観点から、令和3年10月1日以降に開設された普通貯金口座（総合口座を含む）および貯蓄貯金口座を適用対象として、下記のとおり「未利用口座管理手数料（以下「本手数料」という。）」を導入しております。

今般、本手数料において未利用口座となる口座および未利用口座に対するお取扱いにかかる規定を改正しますので、下記（改正後の規定）のとおりお知らせします。

今後とも、一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

（下線は改正箇所を示しています）

適用対象	令和3年10月1日以降に開設された普通貯金口座（総合口座を含む）および貯蓄貯金口座に対して適用します。 ※令和3年9月30日以前に開設された口座に対しては適用しません。
未利用口座となる口座	適用対象のうち、お預け入れやお引出し（当該口座のお利息入金や本手数料の引落しを除きます）、記帳等のご利用が2年以上ない口座が対象となります。 ただし、次のいずれかに該当する口座は対象となりません。 ・当該口座の貯金残高が10,000円以上ある場合 ・当組合で <u>信用事業の融資商品（住宅金融支援機構を委託元金融機関とするものを除く）のお借入がある場合（主債務者に限る）</u> <u>なお、お取引の状況によっては、本手数料の対象となる場合がございます。</u>
未利用口座に対する取扱い	① 対象口座のお客さまには、当組合へお届けのご住所に、事前にご案内の文書をお送りします。 なお、送付した文書が到着しなかった場合でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。 ② ご案内を差し上げて、一定期間（約3か月）を経過しても、ご利用またはご解約がない場合は、当該口座から本手数料を引落しさせていただきます。 ③ <u>口座残高が本手数料未満の場合は、残高全額を引落しさせていただきます（お客様の口座残高を超えたご負担はございません）。</u> ④ <u>残高が0円の未利用口座および本手数料の引落としにより残高が0円となった口座については、解約させていただきます（口座解約後のお手続きはございません）。</u> ⑤ 本手数料のご返却および解約された口座の再利用には応じかねますので、あらかじめご了承ください。
未利用口座管理手数料	年間1,320円（税込）

詳細については、JAの窓口へお問い合わせください。